

【総合福祉科学研究】 第5号 051-058 頁

【研究ノート】

# 後期中等教育での「キャリア教育」の多様性

—国際比較の視点から—

伊藤 一雄

---

International Comparison of the Career Education in the High school

Kazuo Ito

05

2014年3月

総合福祉科学研究

Journal of Comprehensive Welfare Sciences

【研究ノート】

# 後期中等教育での「キャリア教育」の多様性

—国際比較の視点から—

伊藤 一雄 \*

International Comparison of the Career Education in the High school

Kazuo Ito

## 要 旨

2012年3月中央教育審議会（以下本文では中教審と略す）の報告が発表され、「キャリア教育」の推進が小学校から高等教育機関まで一貫して推進されることが望ましいとされることになった。小・中・高等学校は学習指導要領にその内容が示されているが、大学等でも実施することが必要とされた。

問題はこの「キャリア教育」の内容である。国際的視点から見ると「キャリア教育」とはどのような教育なのか。必ずしも明確になっているわけではない。とくに類似の用語である職業教育・産業教育との関係が不鮮明である。欧州各国では「キャリア教育」に相当する用語が何に当たるのかははっきりしない地域もある<sup>1)</sup>。

本研究は中等教育段階における職業教育の視点から「キャリア教育」の多様性を指摘し、その内容の差異を明らかにしたい。

## Abstract

In Japan, the promotion of career education is required in the education of high school. But this concept of career education is not clear.

In this study, I would like to be clearly the difference between vocational education and career education. Then I will reveal how career education is being understood in European countries. There are three courses are roughly the path of the school-to-work.

Type1: Theory ⇒ Schools. Training of skills ⇒ Companies.

Type2: Theory and Training of skills ⇒ Schools.

Type3: Other systems.

This concept of career education is different depending on the region. Diversity of this difference has hampered the understanding of vocational education and career education.

受付日 2013.9.11 / 受理日 2013.9.25

\* 関西福祉科学大学 社会福祉学部 教授

● ● ○ **Key words** 職業教育 vocational education / キャリア教育 career education / 多様性 diversity / 国際比較 international comparison / 後期中等教育 upper secondary education

## 1. ユネスコによる職業教育の概念

1997年にISCED (International Standard Classification of Education) において普通教育 (general education) と予備職業教育 (pre vocational education)、職業教育 (vocational education and training) について以下のように定義されている<sup>2)</sup>。

普通教育 (general education)

主として学校での教育であり、普通教科のより深い理解を導くために設けられたものである。通常修了者はさらなる訓練なしに特定の職業につけない。教育内容に技術的・職業的内容はあってもそれは全体の25%以下である。

予備的職業教育 (pre vocational education)

主として仕事の世界に導入し further vocational education を準備する教育であり修了してもまだ労働市場で通用する職業・技術資格の取得には至らない。その教育内容の少なくとも25%以上が職業的・技術的内容である。

職業教育 (vocational education)

主として特定の職業での雇用に必要な実際的なスキル、ノウハウ、理解を会得し労働市場への直接的参入をめざす教育・訓練である。修了すれば通常その国の権限のある団体により認められた、労働市場で通用する職業資格が得られる。

ここでは職業教育を職業での雇用に必要な限定された教育・訓練とみている。日本には類義語として産業教育、実業教育などがある。この産業教育は1951 (昭和26) 産業教育振興法で定義された法律用語である。この第2条には「産業教育とは中学校 (中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。以下同じ)、高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ)、大学又は高等専門学校が生徒又は学生等に対して農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもって行う教育 (家庭

科教育を含む) をいう。」と記されている。ここには専修学校は含まれていない。専修学校は学校教育法第124条で「第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として・・・」と定義され、産業教育には含まれていない。換言すれば産業教育は学校教育法に定められた中学校以上の1条校で実施されている職業に関する教育に家庭科教育が含まれたものとして理解できる<sup>3)</sup>。

次に実業教育であるが、これは1899年 (明治32) に制定された実業学校令に基づき定められたこれも法律用語である。これによると工業学校、農業学校、商業学校、実業補修学校を実業学校としている。ここでは蚕業学校、山林学校、獣医学校、水産学校は農業学校に含まれている。徒弟学校は工業学校に含まれている。戦後の学制改革により産業教育と変わったが、産業教育には家庭科教育が含まれているのに対し、実業学校にはこれは含まれていない。実業学校は第二次世界大戦までの男子を対象とした職業に関する教育として捉えられる。本研究では職業教育をユネスコの概念である「限定された職種を遂行できることを目的とした教育」を特定の職業教育、ある程度類似の職業群に対して適応、遂行できることを目的とした教育を一定の職業教育として捉え、産業教育、実業教育とは区分して使用する<sup>4)</sup>。

## 2. 日本の高校における職業教育

ここで、日本の高等学校において、職業教育はどのように捉えられているであろうか整理してみたい。学校教育法の第50条には高等学校は「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」となっている。また同法51条の2には「社会において果さなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門

的な知識、技術及び技能を習得させること」となっている。職業教育という用語はどこにもない。しかし、高等学校学習指導要領（以下学習指導要領と略す）には専門高校の「職業を中心とする学科」として、職業教育の用語は使用されている<sup>5)</sup>。

発足時は専門教育といえば普通科以外の「職業を中心とする学科」がほとんどであったが、1995年（平成7年）文部省の「職業教育に関する活性化会議」が職業高校を専門高校と改称することを提起して以来、専門高校の呼称が使用されその内訳は「職業を中心とする学科」と「その他の学科」に区分されている。2013年5月段階で現在の高校の学科構成をみると第1表のようになる<sup>6)</sup>。

学習指導要領から見れば、高等学校の卒業に必要な単位は最低74単位である。この内、「職業を中心とする学科」の職業教育に関する単位数は25単位を下回ってはならないこととなっている<sup>7)</sup>。

実際には全日制の「職業を中心とする学科」では3年間で90単位程度を取得する学校がほとんどである。そのうち約半分「職業に関する教科・科目」を履修させる学校が多い<sup>8)</sup>。「職業に関する教科・科目」を履修し卒業しても、必ずしも、即戦力となる知識や技能を習得しているわけではない。この立場からみると日本の専門高校の「職業を中心とする学科」ではユネスコ基準の準職業教育、つまり特定ではなく一定の職業を遂行できることを目的とした教育を行っている学校と見ることができる。本論ではユネスコの職業教育(vocational education)で定義している特定の職業を遂行するのに必要な教育・訓練を、「特定の職業教育」、準職業教育(prevocational education)を「一定の職業教育」として使用する。そこで、これらの学校を卒業して就職する道筋が、主として欧州の諸学校とどのように異なるのか、考察したい。

### 3. 学校から仕事への移行システム

学校から仕事への円滑な移行をその教育・訓練の内容も含めどのように展開するかは、情報化が進出し「知識集約型」の職業が増加した先進諸国においては共通の課題である。

特に労働者の先任権の保障されたEU諸国においては若者の職業教育・訓練及び雇用問題は深刻な課題である<sup>9)</sup>。

後期中等教育段階では、学卒後1年経過した段階での雇用率は2008年段階でフランス、イタリア、スペインでは60%に満たない。比較的高いといわれるスイス、オーストリアでも90%に届いていない。ドイツはその中間にある。雇用率が75%に満たない国はEU約20ヶ国のうち半数ある。この問題をどのように解決するかが、欧州諸国に共通した課題である。後期中等教育を修了した若者が、仕事の世界へどのような経路をているのか、国際的な視点から区分すると以下の3経路に集約される。

#### ①学校・企業合同型が主であるシステム

中等教育段階で約50%以上の若者が、学校と企業で交互に教育及び職業訓練を受ける制度である。ドイツ、オーストリア、スイスなどで伝統的に実施されている。その方法は様々であるが、ドイツのデュアルシステムとして知られている制度がそれに相当する。これは企業と見習い契約を結んだ訓練生が、学校で主として職業教育の理論的内容を学習し、職場で実務に関する実習を行い、特定の知識・技能を習得して後、職業資格を得て入職するシステムである。産業構造の変化が脱工業化、情報化の方向に進むにつれて、製造業

第1表 高等学校の専門学科(2013年度高等学校学習指導要領より)

学科の分類	教科
普通科	
専門学科(職業を中心とする学科)	農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、その他
専門学科(その他の学科)	理数、体育、音楽、美術、英語、その他
総合学科	

を中心に発達したこの制度が、時代に適合しない職種も生んでいる<sup>10)</sup>。

ドイツとオーストリアのデュアルシステムの場合はほぼ同様のシステムをとっている。企業での訓練は連邦労働省が管轄している。職業訓練法により訓練職種を決定し、職種ごとの訓練試験基準を策定する。管理は州の会議所の訓練生部が担当する。学校での教育は連邦文部科学省が管轄し、学習指導要領を策定している。労使代表、学校代表で連邦職業訓練審議会が設けられている。訓練職種の改廃については意見を連邦経済労働省に提出しその判断を待つ形態である。

訓練時間の約80%は企業で実施される。全体の3/4が職種に関連した専門の授業である。授業は学校作業場や実習室が活用される。全体の1/4が一般教養科目であり、ドイツ語、数学、現代外国語、政治、経済学が当てられる。中小事業所の多いオーストリアのデュアルシステムの訓練生の職業分布は第2表に示す通りである<sup>11)</sup>。

### ②学校での職業教育が主であるシステム

中等教育段階で約50%以上の若者が職業教育を受ける。この職業教育には理論と実習を含んでいる。また20%程度の若者が徒弟制に入る。フランス、イタリア、ベルギー、フィンランドなどの国がこの制度を取り入れている。

この制度は学校で職業教育を行い、特定の職業に従事するのに必要な知識及び基礎的技能を習得し、学校を卒業することにより、特定の職業に従事するのに必要な職業資格の受験資格を得る。その後、国家が実施する職業資格試験に合格した後、就職する道である。学校と職業資格の結びつきが強い。特定の職業資格を得るための学校を卒業しないと職業に従事できないのである。第3表にフランスの学校教育と職業資格の関係を示す。

### ③ 学校での普通教育が主であるシステム

50%以上の若者が普通教育を受ける。これは日本や

第2表 訓練生の職業分布 (希望の多い順番である)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男子	自動車技術	電気設備技術	小売	機械製造技術	家具職人	調理	左官	ガス、水道、空調	勤続加工技術	塗装
女子	小売	美容師	商業事務	レストラン店員	調理	調理及びレストラン店員	ホテル、飲食店アシスタント	薬剤師助手	花屋店員	製菓職人

第3表 フランスの学校教育と職業資格の関係

職業能力技能の水準	職業能力 I 又は II グランゼコール免許、学士、修士、博士の免許状を取得している者	職業能力 III バカロレア取得後 2 年間の高等教育修了し所定の免許状を得ている者	職業能力 IV バカロレア取得後、大学、短大に在学したが資格を得ていない者	職業能力 V 職業リセを終了し所定の免許状を得ている者	
学校教育の水準と資格	DER DESS Maitrise Licencie	大学一期免状 (DEUG) 上級技術者免状 (BTS) 技術短大免状 (DUT)	普通バカロレア (BacGe) 技術バカロレア (BacT) 職業バカロレア (Bacp)	職業適格証 (CAP) 職業教育免状 (BEP)	初等教育修了と同等な免状 (CEP) 中等教育前期課程修了免状 (BEPC)

伊藤他：専門高校の国際比較—日米欧の比較— 2001 法律文化社より

U S Aの場合と同様の形態であるがEU 圏内ではスペイン、ポルトガル、ギリシャがこの制度を採っている。

ただ、日本の場合は高校卒業後も大学に進学する若者の比率が高い。これが中等教育段階での若者の就職を先送りしている側面もある。EU 諸国では後期中等教育段階で生じている雇用問題が、日本では高等教育段階に引き伸ばされている。中等教育段階で職業教育を受けていない若者の就職状況は悪い。日本では工業高校の卒業生と普通科高校の卒業生では明らかな違いがある。正規雇用率は専門高校の職業科卒業生が圧倒的に高い<sup>12)</sup>。

この職業教育を受けることなく社会に出る生徒・学生を学校教育で救済しようとするのが、「キャリア教育」であると見ることもできる。

ここで③の学校が主であるシステムのなかで、日本はEU 諸国とは就職段階での雇用形態が異なっている。この点を整理したい。雇用契約とは労働の提供とそれに対する対価との関係である。この労働とは何かについて世界標準では具体的な労働の内容と範囲(demarcation)を明確にした職務(job)のことをいう。ところが日本ではjobでなく基本的にその企業のなかのすべての労働をさしている。その労働の内実は使用者の命令によることになっている。「日本の労働契約の内容は一種の地位協定、メンバーシップ契約」である。つまり就職ではなくて就社である。これは終身雇用、年功序列、企業内組合を前提として成立している。そのためメンバーシップの入口(新卒一括採用)と出口(定年制)が労働者にとっても経営者にとっても重要となる<sup>13)</sup>。

しかしEU 諸国やU S Aの場合は、jobによる雇用契約が一般で採用はjobごとであり、そのjobの資格を持つものに限定される。基本的にjobの有無により

雇用と解雇が随時なされる。賃金は産業別の労働組合と経営者がさだめたjobごとの時間給である。同一労働、同一賃金が原則である。ホワイトカラーは年棒または月給制であり、ブルーカラーは時間給制である。日本は両者同一で職務給が基本であるが、人事査定で意欲、努力、企業への忠誠心などが査定の対象になる。

問題はjobである。このjobの基本が職業資格である。賃金は熟練職種の職業資格者を基準にして定められる。この職業資格は企業の外部でも公的資格として通用する業務独占の資格である。この職業資格を取得することが社会に出ていくための必須の条件になる。そのための条件整備は社会の責任であるとの国民的合意が欧米諸国にはある<sup>14)</sup>。

日本の場合は2000年代になり、従来の終身雇用のシステムは崩壊しつつあるが、欧米型の労働者保護機能は整備されていない。このことがキャリア教育とも関ってくる。

#### 4. キャリア教育と職業教育の構造

労働の捉え方が欧米型と日本型で異なる点が日本の職業教育、キャリア教育にも影響を与えている。第4表はその構造を筆者が図表化したものである。

縦軸の認知機能は主として体験を伴わない理論的な内容の教育であり、体験機能は実習、実験など体験を伴う教育である。横軸の学校は学内で行われる教育であり、企業は企業の中で行われる教育である。この表からみるとドイツ、スイス、オーストリアのような徒弟制が主であるシステムをとる国では、A領域の学校で一定の職業に関する理論的内容を学習し、D領域の学校内の実習場で一定の職種を遂行できる基礎的、基

第4表 キャリア・職業教育の構造

		認知機能	
企業	B領域 企業見学など、体験は伴わないが様々な企業を見学し、生徒の啓発的経験を図る教育活動である。	A領域 一定の職種を遂行するのに必要な教育で、主として学校でなされる知識中心の授業であり、理論的な内容が中心である。	学校
	C領域 特定の職種を遂行するのに必要な教育で、直接職務と結びついた実務内容であり、企業のなかで受ける訓練・実習である	D領域 一定の職種を遂行するのに必要な教育で主として学校の実習室などで行われる職業に関する基礎的基本的な訓練・実習である。	
		体験機能	

本的な技能などを習得し、併せてC領域の企業の現場で特定の職務を遂行するのに必要な教育・訓練を行うものである。C領域の企業での実習期間が長く少なくとも半年以上は実務訓練を受ける。その後、職業資格試験を受験するのである。取得できる資格は業務独占の公的に認定された職業資格である。デュアルシステムとして知られている。

学校での教育が中心となるフランスやイタリアなどでは、A領域とD領域の教育・訓練を受けるが、D領域の内容は細分化された職業資格としっかりと結びついている。したがって特定の職業資格を得るためには、その職業資格の受験が可能な学校に進まねばならない。取得できる職業資格は業務独占の公的に認定された職業資格である。

日本の場合専門高校の職業を中心とする学科ではA領域とD領域の教育を受けるが、卒業時に業務職業資格独占の職業資格を取得、あるいは職業資格を得るに必要な受験資格と結びついた指導内容はほとんど存在しない。工業高校の一部に電気工事士などの学科受験免除があるだけである。高卒就職生の多かった1990年代までは、普通科卒業生などの場合は企業内の教育でC領域、D領域の教育を行い社内の各種検定を受けさせ、労働者の教育を行っていたため、学校に職業教育を求める声は目立たなかったといえる<sup>15)</sup>。

しかし2000年代になり、不況の中で企業は社内教育の多くを外部に委託するようになる。

一方で新規採用された若者の起業への定着率の低さが問題になる。学校での教育に対して「職業観・勤労観」の育成が求められるようになる。そこでキャリア教育が表面化してくる。広辞苑によればキャリアは1点目として経歴、生涯、身を立てる道、職業、出世、2点目として経歴、前進と記されている。日本キャリア教育学会では「一人の人間が生涯にわたって踏み行き形成する職業経歴の全体〔1989年〕と定義している。

2011年3月に発表された第五期中央教育審議会の最終答申によれば、第1章において「キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てる（下線筆者）ことを通してキャリア発達を促す教育である」と定義している。そして「幼児期の教育から高等教育まで体系的にキャリア教育を進めること。その中心として、基礎的・汎用的能力を確実に育成するとともに、社会・職業との関連を

重視し、実践的・体験的な活動を重視すること。」と記している。キャリア発達とは「人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ねである」としている。また基礎的・汎用的能力とは「①人間関係形成・社会形成能力、②自己理解・自己管理能力、③課題対応能力、④キャリアプランニング能力である」としている。職業教育は、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育で具体的な職業に関する教育を通して行われる（下線筆者）。」と記されている。

さらに、同答申第1章（3）のキャリア教育と職業教育の関係で「この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも極めて有効である（下線筆者）」としている。

第4表のキャリア・職業教育の図表から、現在の日本で実施されているキャリア教育の分析に入りたい。まず普通科の場合であるが、この構造からみればA領域では教科としてではなく特別活動や総合的な学習の時間で職業問題を扱っている事例がほとんどである。

B領域に関する内容は企業見学である。これは職業教育というより社会見学とも言えるものである。C領域での実習は職業に関する予備的知識のない状態で企業実習などは不可能だろう。少なくとも製造業は無理である。それにもかかわらず職場体験などを行っている学校がある。このような状態では受け入れる企業も、実習に参加する生徒も真剣に企業実習に取り組むことは難しいのではないかと予測する。D領域に関する内容は実習室のない普通科では行うことはできないし、この領域に該当するものはない。仮にあったとしても直接職業に結びついた教育はできない。本来キャリア教育を高等学校段階で系統的に実施しようとするれば、このA、B、C、Dの各象限の内容が有機的に結合されなくてはならない。

一方で職業を中心とする学科を設置している専門高校ではA象限とD象限は深く関わっている。A象限で学習した内容をD象限で実習を通じて深められる。ただC象限の職場実習は、実習内容と同様の職務につくとは限らない。そのためEU諸国のように職種に密接に結びついた教育はできていない。

第5表 中等職業教育の国際比較

	職業教育の形態	特 徴
学校・企業合同型 ドイツ、スイス、オーストリア など	A + B + C + D	デュアルシステム 特定の職業につながる教育、業務独占資格取得を目的とする。
学校職業教育型 フランス、イタリア、ベルギーなど	A + B + D	特定の職業と資格につながる教育 特定の職業につながる教育、業務独占資格取得を目的とする。
学校普通教育型Ⅰ 日本の「職業高校」で行われているキャリア教育	A + B + D 又は A + B + C + d	一定の職業群につながる教育、特定の職業にはつながらない。
学校普通教育型Ⅱ 日本の一部の「普通高校」及び総合学科設置校で行われているキャリア教育	a + b 又は a + b + c	特定、一定の職業につながらない。 日本の「キャリア教育」はこの枠に入る。
学校普通教育型Ⅲ 日本のキャリア教育を実施していない「普通高校」		特定、一定の職業につながらない。 日本の多くの普通高校の現状と推定される。多くの生徒がこのプロセスを経て大学に入学する。

USAは州により大きく異なり1枠に分類できないが、学校普通教育型Ⅱ相当する学校が多いものと推定される。小文字は卒業に必要な単位数の10%以下で実施している状態を示す。

現在日本の高等学校レベルで実施されているキャリア教育なるものは、本来は職業教育で行わねばならない内容である。しかし、教員、施設、などからみて職業教育ができる体制にない。フランスのリセ、ドイツのギムナジウムで「キャリア教育」に相当する内容を実施している事例は筆者の調査で見ると限り1校もない。またそれらの学校の卒業生はほとんど上級学校に進学する。進学した先で専門教育を受けるのが一般的である<sup>16)</sup>。

各国の職業教育の形態を分類すると筆者がまとめて作成した第5表のようになる。日本の高校を卒業して就職する生徒の実数は、学校基本調査によれば、2011年度の場合普通科卒業生が最大で53,986人である。それに対し工業科46,827人、商業科25,392人、農業科12,258人である。職業に関する学科を卒業して就職する生徒に比較して普通科を卒業して終身雇用の正規労働者として就職する生徒の比率が最も高いのは男性で専門高校・総合学科高校で77.9%、女性は66.7%、普通科は男性で50.0%、女性で26.0%である<sup>17)</sup>。

## 結言

職業教育の視点からみれば「キャリア教育」は、本来「職業教育」として後期中等教育段階で履修し習得される必要のある教育が、取得できない構造になっている教育課程上の問題と捉えることはできないであろうか。その補填をするために設けられたと見ることはできないか。筆者の訪問したEU諸国では「キャリア教育」といえば、特定又は一定の職業に従事するために必要な「職業教育」とであると理解している学校も多かった。

日本の場合は専門高校の「職業を中心とする学科」で近年行われるようになった「インターンシップ」はこのC領域の教育内容を充実する目的で実施されていると見てよい。しかし、現実にはドイツのデュアルシステムのように、特定の職業と密接に結び付けられていない。本来のキャリア教育は第4表のA、B、C、Dの各領域をバランスよくカリキュラム化することにより充実できるのではないか。

「キャリア教育」の目的とするところは基本的には社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることにあるとすれば、「職業教育」との違いはどこにあるのか。社会的・職業的自立に向けて基



盤となる能力や態度は、特定あるいは一定の職業をめざした教育から身についていくのではないか。そのため、中教審の方向には職業教育は極めて有効であるとされているのではないか。キャリア教育が普通科高校に浸透しない理由も職業教育の視点から分析する必要がある。

#### 注)

- 1) 中等比較職業教育研究会で2009～2012に訪問調査したフランスの職業リセ2校、ドイツのデュアルシステムを行っている職業学校2校では対応した校長や教科担当者はキャリア教育とは職業教育であると理解していた。内容は「中等教育・職業教育における新カリキュラム開発の動向に関する国際比較研究(科学研究費研究成果報告書、課題No.20330164)」による。
- 2) International Hand book of Education for Changing World of Work VOL1-5 (2009 p.2057)
- 3) 伊藤一雄『職業と人間形成の社会学』法律文化社 pp22-23
- 4) 同上 pp23-25
- 5) 高等学校学習指導要領 総則第3款2-3 文部科学省 2009
- 6) 同上 総則第2款2の教科・科目表より作成する。
- 7) 同上 総則第3款2-2
- 8) 堀内達夫他『世界と日本の職業教育』pp126-127 法律文化社 2013
- 9) 伊藤一雄他『キャリア開発と職業指導』pp125-129 法律文化社 2011
- 10) 吉留久晴「ドイツにおける職業訓練型のデュアル学修課程の現況と課題」2013.8  
中等比較職業教育研究会発表資料  
Becker Andress : Duale Studiengänge - Eine Uebersichtstudie-, Frunkfurt am Main 2006.S. II
- 11) 注1の調査及びウイーン経済会議所におけるErich Huber氏による「オーストリアにおけるデュアルシステム」資料による。
- 12) 平成24年度学校基本調査及び筆者が調査したO県の調査からも同様の傾向がみられた。
- 13) この部分は 濱口桂一郎『新しい労働社会』岩波書店 2009 伊藤が要約した。
- 14) 佐々木英一「国際比較から日本の職業教育を考える」2010.8.3第43回技術教育研究会全国大会資料による。
- 15) 伊藤一雄「フランスの職業教育－リセと職業リセ」2010.12 現代教育研究会発表資料
- 16) 注1)調査による。
- 17) 文部科学時報 2011.3 臨時増刊号 第1623号 p143

#### 参考文献

- 堀内達夫『フランス技術教育史の研究－エコールポリテクニクと技術者養成－』多賀出版 1997
- WD グライネルト 寺田盛紀監訳『ドイツ職業社会の伝統と変容』1998
- 寺田盛紀『ドイツの職業教育・キャリア教育－デュアルシステムの伝統と変容－』大学教育出版 2003
- 佐々木英一『ドイツデュアルシステムへの新展開－日本版デュアルシステムへの示唆－』法律文化2005
- 田中萬年『働くための学習－教育基本法でなく学習基本法－』学文社 2007
- 堀内達夫他『日本と世界の職業教育』法律文化社 2013
- 日本産業教育学会編『産業教育・職業教育学ハンドブック』大学教育出版 2013
- 文部科学省『今後の学校におけるキャリア・職業教育の在り方について 中央教育審議会答申』2011.3 文部科学時報1623号 ぎょうせい